

太田市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月9日

太田市長 穂積昌信

太田市規則第1号

太田市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則

太田市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則（令和5年太田市規則第54号）の一部を次のように改正する。

様式第5号、様式第20号及び様式第28号中「個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」を「個人番号カード」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日より施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の太田市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則の規定に基づいて提出されている書類は、この規則による改正後の太田市個人情報の保護に関する条例施行規則の規定に基づいて提出された書類とみなす。